

## 電子契約サービスの利用

### 対象となる契約

以下の「対象とならない契約」以外の契約が電子契約の対象となります。

○一般的な売買契約、委託契約、賃貸借契約、請負契約、協定書、覚書等は電子契約を行うことができます。

(変更契約、仮契約、単価契約、長期継続契約、土地建物・物品の売り払いは対象となります。)

○契約相手方は法人・個人問わず対象となります。(JV:共同事業体含む。)

### 対象とならない契約

#### 【電子契約による契約締結が認められていないもの】

■法律等で電子契約が認められていないもの(事業用定期借地契約など)

(参考)クラウドサイン提供ページをご参照ください。

<https://www.cloudsign.jp/media/20190322-syomen-gimu/>

#### 【香芝市の運用により、電子契約の対象外とするもの】

■契約相手方が電子契約利用申出をしない場合

■契約締結日から10年を超える契約期間のもの(電子署名の有効期限が10年のため)

※自動更新にて10年を超えてしまう場合も対象外です。

■発注書、請書、申出書など、双方の署名による契約書等が必要でないもの

※その他の事情により、従来通り紙での契約となる場合があります。